



一般社団法人 住宅あんしん検査



建物状況調査 契約内容のご案内

(2022年8月版)

この「建物状況調査 契約内容のご案内」は、一般社団法人住宅あんしん検査（以下「住宅あんしん検査」といいます。）の建物状況調査業務の内容をご理解いただくために特に重要な事項を説明したものです。必ずご一読のうえ、内容をご確認いただき大切に保管くださいますようお願いいたします。

なお、本書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては建物状況調査業務委託約款等を十分ご覧いただくことをあわせてお願いいたします。ご不明な点については、取次店または住宅あんしん検査までお問い合わせください。

1 ご契約の概要

- 住宅あんしん検査は、依頼者からの依頼に基づき、業務委託契約約款の定めに従い、宅地建物取引業法第34条の2第1項第4号に規定する建物状況調査（以下「建物状況調査」といいます。）を実施します。
- 業務委託契約約款には、調査の内容や依頼者と住宅あんしん検査が負う責任など、建物状況調査委託契約の内容を規定しています。

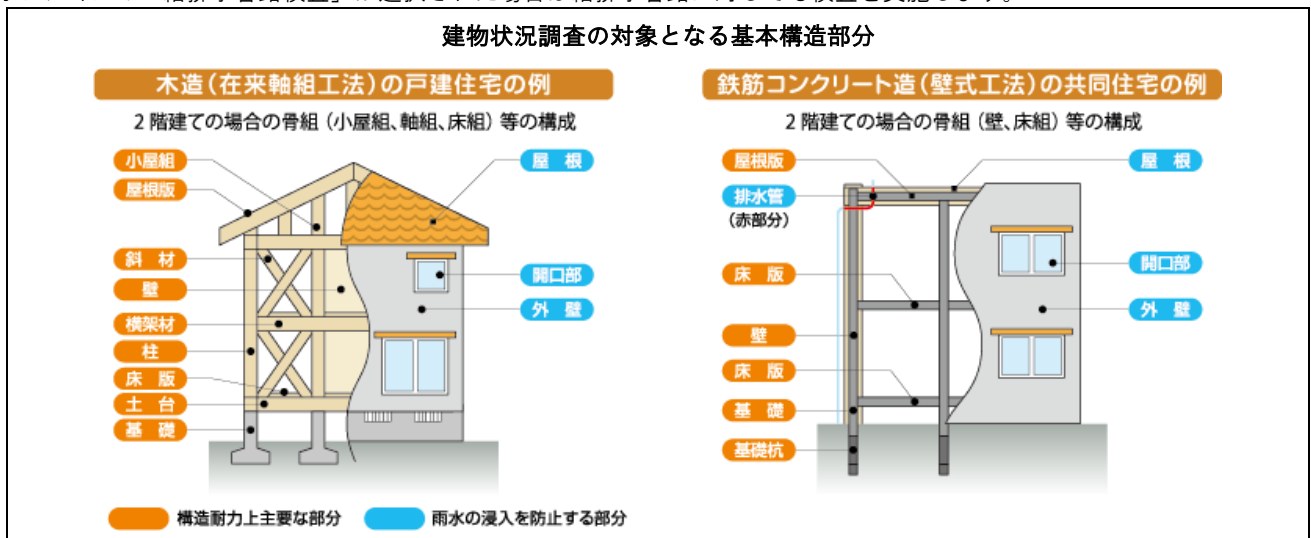
2 調査の内容

(1) 調査の方法

住宅あんしん検査は、既存住宅状況調査方法基準（平成29年国土交通省告示第82号）およびあんしん既存住宅個人間売買瑕疵保険（検査事業者コース）の検査基準に基づき、目視・計測を中心とした非破壊調査を行います。

(2) 調査対象部分

建物状況調査は、既存住宅の構造耐力上主要な部分および雨水の浸入を防止する部分に対して実施します。このほか、オプションの「給排水管路検査」が選択された場合は給排水管路に対しても検査を実施します。



3 調査内容を変更または中止する場合

次のいずれかに該当する場合は、実情に適するように調査内容を変更することや、調査を中止することがあります。

- ①対象住宅の建て方（隣家等との距離等）、床下・小屋裏点検口が無いこと等により調査が困難または不可能な場合
- ②調査立会者が容易に移動させられない家具等がある場合 ※調査員は家具の移動等を行いません。
- ③洪水、台風、暴風、暴風雨、せん風、たつ巻き、豪雨、積雪その他の天候不順、対象住宅の火災等または変乱、暴動、騒じょう、労働争議等により調査を実施することが困難な場合

調査実施日の時点で対象住宅の所有者、居住者または管理者が依頼者と異なる場合は、調査の実施前にその承諾を得てください。この承諾がない場合は、調査を実施しません。

調査を中止した場合で、再検査を希望するときは、再検査（有料）をお申込みください。

4 調査結果のご報告

- 住宅あんしん検査は、建物状況調査を実施した後、依頼者に対して遅滞なく調査結果をご報告します。
- 住宅あんしん検査は、調査結果を調査を実施した日から起算して2年間（住宅あんしん検査が既存住宅個人間売買瑕疵保証を引き受けた場合は、その保証期間満了まで）保管するものとします。保管期間満了後のご照会等にはお答えできませんので、ご了承ください。
- 調査結果は、次の判定または保証をするものではありません。
 - ①対象住宅の瑕疵（契約不適合）の有無の判定
 - ②対象住宅に瑕疵（契約不適合）または劣化事象等がないことの判定または保証
 - ③建築基準関係法令等への適合性の判定
 - ④対象住宅が、既存住宅個人間売買瑕疵保険契約の対象となることの判定
 - ⑤調査結果報告書の記載内容について、調査完了時点からの時間経過による変化または経年劣化がないことの保証

5 調査料の支払方法

- 調査料は、原則として、株式会社ネットプロテクションズが提供するNP後払いサービスによりお支払いいただきます。NP後払いサービスを利用する場合は、同サービスに必要な範囲内で調査料負担者の個人情報を提供し、調査料債権を譲渡します。なお、同サービスのご利用限度額は、累計残高で300,000円（税込）です。調査料は、株式会社ネットプロテクションズが請求書を発行した日から14日以内にお支払いください。コンビニまたは郵便局でお支払いの場合には手数料は無料ですが、銀行振込みでお支払いの場合は、お支払い窓口で振込手数料がかかることがあります。
- 依頼者は、調査料負担者を定めたときは、その調査料負担者からNP後払いサービスの利用のための個人情報の提供に係る同意を取り付けなければなりません。
- NP後払いサービスを利用しない場合は、住宅あんしん検査が発行する請求書に基づき、調査料をお支払いください。

6 既存住宅売買瑕疵保険検査適合証（オプション）

- 特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度により「安心R住宅」の標章を使用するためには住宅瑕疵担保責任保険法人から「既存住宅売買瑕疵保険検査適合証」の発行を受ける必要があります。
- 依頼者が「既存住宅売買瑕疵保険検査適合証」の発行を希望する場合は、住宅あんしん検査は、株式会社住宅あんしん保証に同書類の発行を依頼し、同社が同書類を発行した場合はこれを依頼者に交付します（有料）。ただし、調査の結果、対象住宅に劣化事象等があることが確認された場合は、同書類の発行を依頼せず、オプション料金を返戻します。
※構造先行型あとから防水保証を利用する場合、対象住宅に対して防水部分未修補期間補償対象外特約が付帯されたあんしん既存住宅個人間売買瑕疵保険（検査事業者コース）が付保されますが、同特約が付帯された場合には「既存住宅売買瑕疵保険検査適合証」の発行を受けることができません。

7 直前のキャンセル等

- 依頼者は、調査日決定後、調査予定日の1営業日前17:00以降に日時の変更・キャンセルする場合には、調査の実施の有無にかかわらず直前キャンセル料（税別15,000円）を支払わなければなりません。なお、シロアリ検査のキャンセル料とは別になりますのでご注意ください。 ※営業日：祝日を除く月曜日～金曜日

ご注意事項

再委託

- 住宅あんしん検査は、調査の全部または一部を住宅あんしん検査の指定する者に委託する場合があります。

住宅あんしん検査の損害賠償責任

- 調査結果または報告書の内容に誤りがあり、これにより依頼者に損害が生じた場合は、住宅あんしん検査は損害賠償責任を負うものとします。
- 住宅あんしん検査が債務不履行または不法行為により依頼者に対して負う損害賠償責任は、10万円または調査料のいずれか高い金額を限度とします。ただし、住宅あんしん検査と依頼者との間の契約が消費者契約法第2条第3項の消費者契約に該当する場合は、住宅あんしん検査に故意または重大な過失がある場合を除き、住宅あんしん検査は、依頼者が現実に被った直接かつ通常の損害についてのみ賠償責任を負うものとし、その責任に基づく賠償額は、10万円または調査料のいずれか高い金額を限度とします。

第三者への損害および第三者との紛争

- 調査に起因して第三者に損害を及ぼしたときまたは紛争を生じたときは、依頼者と住宅あんしん検査が協力して解決にあたるものとします。これらに要した費用は、住宅あんしん検査の責めに帰すべき事由による場合にかぎり、住宅あんしん検査の負担とします。

個人情報の取扱い

- 住宅あんしん検査は、皆様からお預かりした大事な個人情報をお取り扱いします。
 - (1) 住宅あんしん検査は、委託業務に関して知り得た個人情報（以下単に「個人情報」といいます。）を主に次の目的のために利用します。
 - ① この契約に基づく委託業務の提供、契約の維持管理
 - ② この契約に基づく委託業務以外の保険・保証契約・金融制度等の商品・サービス（グループ会社・提携会社が取扱う商品・サービスを含みます。）の案内、提供や引受けの審査およびこれらの業務の履行、契約の維持管理
 - (2) 住宅あんしん検査は、個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において業務委託先等の第三者に個人データを提供するほか、住宅あんしん検査のグループ会社との間で個人データの共同利用を行う場合があります。
 - (3) 住宅あんしん検査は、利用目的の達成に必要な範囲内において、他の事業者へ個人情報を委託することがあります。この場合には、個人情報保護体制が整備された委託先を選定するとともに、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

【注】詳細は、ホームページの「個人情報の取扱いについて」の記載内容に従い、個人情報を取り扱います。

（ご連絡先）



一般社団法人 住宅あんしん検査

一級建築士事務所（東京都知事登録第 62105 号）

所在地：東京都中央区京橋 1-6-1 三井住友海上テプコビル 6 階

電話番号：03-6824-9444

メールアドレス info@anshinkensa.or.jp

JAK-T-600-2208-5